

別紙

「ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則」
 新旧対照表 (昭和47年5月27日付け47農政第2552号農政局長通達)

新	旧
3 保管場所及び保管期間 (1) 告示六の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア 低温施設を具備した2カ所の消毒済みパパイヤ専用保管施設 イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みパパイヤを陳列し、販売する小売店 (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。 (3) 上記(2)の保管期間をこえたパパイヤ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消させるものとする。	3 保管場所及び保管期間 (1) 告示六の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。 ア 低温施設を具備した2カ所の消毒済みパパイヤ専用保管施設 イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みパパイヤを陳列し、販売する小売店 (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。 (3) 上記(2)の保管期間をこえたパパイヤ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消させるものとする。